

平成24年（ワ）第49号等

玄海原発差止等請求事件

原告 長谷川照 ほか

被告 九州電力株式会社

国

準備書面16の2の2

2013(平成25)年9月6日

佐賀地方裁判所民事部合議2係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 板井 優

弁護士 河西 龍太郎

弁護士 東島 浩幸

弁護士 椛島 敏雅

弁護士 長戸 和光

外

- 目次 -

第1	本書面の目的	3 頁
第2	ICRPの被ばく防護基準に関する勧告が合意されるに至る経緯	
1	はじめに	3 頁
2	勧告が合意されるまでの経緯	4 頁
(1)	職業病としての放射線障害防止を目的とした時期(1920年代から1950年代まで)	4 頁
(2)	核兵器開発・核軍拡政策に沿う被ばく管理を最大の目的とした時期(1950年代)	6 頁
(3)	核開発に加えて原子力開発が被ばく管理の大きな目的となった時期(1960年代から1970年代まで)	13 頁
(4)	反原発運動が発展して原発の経済的行き詰まりが現れはじめ, 原発推進策を経済的・政治的に補強する被ばく防護策が必要になった時期(1970年代以降)	18 頁
3	ICRPの勧告が合意されるに至る経緯に対する評価	27 頁
第3	被告国が放射線被ばく防護の基準を原子力利用推進のために定めたこと	29 頁
1	はじめに	29 頁
2	ICRP1990年勧告について	29 頁
3	被告国による1990年勧告の取り入れ	31 頁
第4	まとめ	31 頁

第1 本書面の目的

準備書面16の2の1では、放射線が人の生命、健康に与える被害の甚大性、回復不可能性、被告国が法令上定める被ばく防護基準を定めるに当たり、チェルノブイリ原発事故等による健康被害に関する知見を無視していることについて述べた。

かかる放射線の危険性からすれば、放射性物質を取り扱う原子力発電所の存在が許されてはならないことは明らかである。

被告国が定める被ばく防護基準が、そのよって立つ知見が誤っていることからすれば、生命、健康を守る基準でないことは明らかであり、むしろ、被告国が被ばく防護基準を定めたときから、被告国は、人工放射線の被ばくにより、人の生命、健康が侵害される危険を無視し、切り捨ててきたとすることができる。

本書面では、以上にとどまらず、むしろ、被告国は、被ばく防護の基準を、原子力利用を推進させるために定めたこと、すなわち、人の生命、健康が侵害される危険をあえて無視し、切り捨ててきたと言えることを明らかにする。

この点、被告国は、いわゆるICRP（国際放射線防護委員会）においてまとめられている被ばく防護基準に関する諸勧告を取り入れ、これを法令の中に取り込んで基準を定めてきた。現在、被告国による取り入れが完了しているのは1990年勧告までである。

そこで、まず、本書面において、被告国が取り入れたICRPの被ばく防護基準に関する勧告がどのような経過のもとで合意されてきたかについて述べ、そのような経過のもとで合意された勧告が原子力利用を推進させるために合意されたものであること（第2）、被告国もまた、原子力利用を推進するべくその勧告を取り入れたこと（第3）を明らかにする。

第2 ICRPの被ばく防護基準に関する勧告が合意されるに至る経緯

1 はじめに

被告国が取り入れたICRPの被ばく防護基準に関する勧告が合意されるに至る経緯からすれば、かかる基準が原子力利用推進のために策定されてきたことは明らかであって、被告国があえてかかる勧告を取り入れたことは、被告国もその原子力利用推進のためにかかる基準を利用したと言わ

ざるを得ない。

以下では、ICRPにおいて、1990年勧告が合意されるまでの経緯を5つの時代区分に分けて概観し、上記勧告が原子力利用推進のために合意されたに過ぎないものであることを明らかにする（甲22）。

2 勧告が合意されるまでの経緯

(1) 職業病としての放射線障害防止を目的とした時期（1920年代から1950年代まで）

ア はじめに

放射線関連学会、協会が中心となって国際X線ラジウム防護委員会を設立し、放射線医師・技師などを対象に、職業病としての放射線障害を防ぐために、主として放射線の急性障害を考慮した「耐容線量基準」を生み出した。

イ 経過①（第二次世界大戦前）

第二次世界大戦が始まるまで、人が放射線にさらされる機会の大部分が医療などごく限られた分野だった。

アメリカでは、1928年に設立された「アメリカX線およびラジウム防護諮問委員会」が被ばく防護基準の策定を担っていたが、主として医療におけるX線とラジウムを使用する放射線医師、放射線技師等の放射線作業従事者を、放射線被ばくによる職業病から守ることを任務としていた。

1931年、同諮問委員会は、放射線被ばく防護基準として、最初の「耐容線量」値を設定した。「耐容線量」とは、ある線量値以下であれば放射線はなんらの生物・医学的悪影響をおよぼさないと考えられた基準である。

その後、1935年、同諮問委員会は、耐容線量を一日あたり0.1レントゲン¹（年に換算すると25レントゲン＝約217.5ミリシ

¹ レントゲンは、X線又はガンマ線の照射によって乾燥空気1cm³あたりに1静電単位の電気量に相当するイオン電荷が発生したときの放射線の総量。1レントゲンは生物の軟組織の場合、ほぼ0.96ラドに相当するから、1レントゲンと1ラド（10ミリグレイ）はほぼ等量と考えてよい。それはガンマ線の場合10ミリシーベルトの被ばくに相当する。「レントゲン」という単位は、X線装置による被ばくを表すのに用いられてきた。放射線の透過性、言い換えれば人体の深部組織にどのくらいの放射線が到達するかについては何も示

ーベルト)へと引き下げる決定を行い、その基準がマンハッタン計画下の原爆開発にも適用された。

しかし、かかる耐容線量に対しては、遺伝学者からの強い批判があった。その批判は、マラーが1927年にショウジョウバエを用いた実験で放射線突然変異を発見したことに端を発し、1930年代を通じて遺伝学者の間に広がった。放射線被ばくにより遺伝的影響が発生すること、しかも被ばく線量に比例することがその批判の内容である。

1940年、同諮問委員会は、批判を受け入れ、毎秒あたりの線量率を10のマイナス5乗レントゲンから10のマイナス6乗レントゲンへと、すなわち、それまでの基準を10分の1に引き下げる決定を行った。

ところが、翌1941年の同諮問委員会の会議において、線量引き下げの実行は延期する、と前年の決定を覆してしまった。

以上のように、戦時体制へと移行する中で、線量の引き下げ問題は棚上げにされ、旧来の高い基準が押し通された。

ウ 経過②（第二次世界大戦中、戦後）

第二次世界大戦が始まると、アメリカ国内で核兵器の開発が始められ、多数の人々が放射線にさらされて働く原子力産業が新たに誕生した。原爆開発のマンハッタン計画の下で生み出された一連の核兵器工場や研究所がそれである。

そこでの放射線被ばくの管理は、戦時中は軍事機密下におかれた。

戦後になって、原爆開発を担っていたマンハッタン工兵管区が、民間体制のアメリカ原子力委員会（AEC）へと衣替えされた。それとともに、原子力産業の下で働く労働者の放射線被ばく管理にあたって、民間の他の放射線作業従事者と同じ基準を適用する必要が生じた。

アメリカX線およびラジウム防護諮問委員会は、1946年9月に非公式会議を招集し、委員らの合意を得てマンハッタン計画の代表を新たに諮問委員会に加えた。そして、同年12月、戦後初の諮問委員会の公式会議が開かれた。この公式会議にマンハッタン計画を代表して出席したのがウォレンとモーガンである。

さない。

ウォレンは、原爆投下直後に広島・長崎の調査に乗り込んだアメリカ軍合同調査委員会の主要メンバー、モーガンは、同計画のオークリッジ研究所（旧クリントン研究所）で放射線被ばく管理の責任者を務めていた。

この会議で、同諮問委員会は、名称を「全米放射線防護委員会（NCRP）」と改めた。NCRPには執行委員会を中心に、主委員会及び7つの小委員会が設置された。

執行委員会の委員5人のうち4人までがAECとつながっていた。また、AECは、軍事機密の保持を理由に小委員会議長の選任に介入し、5つの小委員会の議長をAECの関係者で占めさせた。

以上に加え、AECは、NCRPの諸報告が、AECに不利益をもたらすことのないように準備・作成されるよう、NCRP委員長テイラーらに確約させ、公表前にNCRPの報告に目を通すこと、すなわち事前検閲することも求めた。また、AECは、年間5000ドルもの資金をNCRPに提供した。

このようにして、AECが人とカネの両面から支配する形を整え、戦後アメリカの被ばく防護基準の策定作業が開始された。

その後、NCRP執行委員会は、1947年、先に述べた耐容線量への批判を加えていた遺伝学者のマラーを小委員会のメンバーに加えており、基準の策定にあたり、批判派の抱き込みを図っている。

(2) 核兵器開発・核軍拡政策に沿う被ばく管理を最大の目的とした時期（1950年代）

ア はじめに

アメリカ原子力委員会（AEC）の主導の下に国際放射線防護委員会（ICRP）が作られ、戦後の国際的被ばく防護体制が再編成された。他方で、核兵器の放射線による遺伝的影響の問題が、社会的かつ科学的に大問題となり、安全線量の存在を認める耐容線量の考えは放棄されざるをえなかった。

しかし、新たに導入された許容線量の考え方でごまかしがはかられ、安全線量が実際には存在するかのように宣伝された。

イ 経過①（許容線量）

(ア) 被ばく防護基準に関するNCRPの報告

1948年6月、NCRPは、以下の点を内容とする外部被ばく線量に関する暫定報告を承認した。

- ①「耐容線量」の考え方を放棄して「許容線量」概念をはじめて公的に取り入れるとともに、
- ②その線量値を一日あたり0.1レントゲンから週あたり0.3レントゲンへとおよそ半分に引き下げた。

アメリカは、1949年、許容線量の内容について以下のように示している。

- ・放射線被ばくは少なければ少ないほど望ましいが、かといって重要な業務を甚だしく妨げるほど限度を低くすることはできない。人間のいかなる活動においても、あらゆる害から完全に免れることを期待するのは不合理である。
- ・したがって、いかなる実用的な被ばく線量限度も、害をもたらすなにかのリスクを含む。問題は、そのリスクを、平均的な普通の個人に容易に受け入れられる程度に小さくすることである。
- ・遺伝的影響については、突然変異の発生率が線量に比例してはいるが、遺伝的異常の自然発生率と比べてその発現が大きすぎないように被ばく量を制御することが主要なことである。
- ・全人口のきわめて小さい部分が被ばくする限り、現在も将来も、将来の世代に発現する遺伝的障害が許容線量のレベルを設定する上での制限要因となることはない。
- ・許容線量という概念は、被ばくした本人とそれに続く世代の生涯に放射線障害が発現する可能性を含意するものではあるが、そのような障害が発生する可能性はきわめて小さいので、そのリスクは平均的な人間には容易に受け入れられるであろう。
- ・したがって許容線量とは、その生涯のいかなる時点においても平均的な人間に眼に見える身体的障害を生じない電離放射線の線量と定義できる。

(イ) 評価

以上のような許容線量に関する考えについては、次のように評価できる。

第一に、安全線量とされてきた耐容線量への批判を受け入れざるをえなくなり、それに代えて障害発生の可能性を認める線量基準へと公的に転換した。

第二に、放射線の人類全体への遺伝的影響の考慮、決定臓器の採用²、人体の吸収線量「レム」³の導入とともに、リスクの社会的受忍を含む一つの体系的内容をもつ基準として打ち出された。

それらの結果、週あたりの線量が0.3レム（3ミリシーベルト）に引き下げられているのである。

許容線量は、核兵器工場などの原子力・放射線施設の存在と運転の必要性を認めた上で、放射線を浴びて働く労働者をはじめとする放射線作業従事者、あるいは一般公衆に対して、それらの被ばくを受忍させるために、政府などが法令等の規則で定めた基準である。

放射線障害とのかかわり而言えば、有害な影響が放射線に敏感な人には避けられないが、平均的な人間に目立って現れるのでなければ、その被害は社会的に容認されねばならない、ということ根拠にして国民に浴びせられる放射線量である。

これは、原子力開発の推進のためには少々の犠牲もやむをえない、とする思想から生み出されたものである。「平均的人間」と基準に据えると称して、放射線に最も弱く、したがって防護においては最も重要視しなければならない胎児や幼児をはじめとする弱者を切り捨てている。

ウ 経過②（ICRP前史）

1949年9月、アメリカ、イギリス、カナダによる三国協議がカナダのチョークリバーで開催された。

同協議の目的は、NCRPがまとめた報告をイギリスやカナダが実行可能かどうか検討することにあった。そこで、先に述べた「許容線量」基準で核施設の運転をスムーズに行いようかどうかを協議し、その結果

² 決定臓器について、報告では次のような趣旨でまとめられている。すなわち、動物実験の結果、かなりの被ばく量では寿命の短縮が起こることが示されている。しかし、低線量の日あたりの被ばく量への外挿（ある既知の数値データを基にして、そのデータの範囲の外側で予想される数値を求めること）では、不確かで定量的な結果は得られない。全身被ばくの場合、最も損傷を受けやすいのは、放射線に最も敏感な組織である。それを決定組織と呼ぶ。過去の経験では、造血臓器が決定組織である。

³ 1レム＝1.07185レントゲン

を持ち帰って各国の軍部との調整が進められた。

1950年、ロンドンで「国際X線およびラジウム防護諮問委員会（IXRPC）」⁴の戦後初の公式会議が開催され、「国際放射線防護委員会（ICRP）」が誕生した。

設立当時のICRPの体制を作ったのは、前述したテイラーとイギリスのメイナードである。議長カーリング（イギリス）、委員ビックス（イギリス）、同メイナード（イギリス）、同シプリアーニ（カナダ）は前述の三国協議のメンバーである。

以上のとおり、ICRPは、アメリカを中心とする三国協議、すなわちマンハッタン計画の戦後の産物と言える。放射線防護のための戦後の国際的体制は、アメリカ主導の下、核兵器と原子力開発の推進者たちにより、その推進体制に沿うものとして生み出された。ICRPは、かつての科学者の組織から、それを隠れ蓑とする原子力開発推進者による国際的協調組織へと変質させられたのである。

エ 経過③（ICRP設立後最初の勧告）

1950年、設立されて初めて、ICRPは、勧告を出した。アメリカ同様許容線量という概念を取り入れ、放射線被ばくによってリスクすなわち障害が発生することを認めているが、そのリスクの受忍を迫ることは慎重な姿勢を示し、逆に、放射線の影響が回復不能で蓄積的であることを積極的に認めている。そのため、「被ばくを可能な最低レベルまで引き下げるあらゆる努力を払うべきである」と勧告している。

これは、放射線による遺伝的影響が被ばく線量に比例することが否定できないゆえに、被ばく線量を可能な限り低くすべきであると勧告せざるを得なかったためである。

この点、先に述べたとおり、NCRPは、放射線にさらされる人口が少ないときは、遺伝的影響の問題が線量限度を決める場合の決定的要因にはならないと主張した。

これに対して、ICRPは、遺伝的影響を少なくするには、被ばく人

⁴ IXRPCは、1925年にロンドンで開かれた第1回国際放射線学大会での議論を経て、1928年にスウェーデンのストックホルムで開催された第2回同大会で設立された。設立の契機になったのは、1920年代に放射線による職業上の災害が世界的に多発したことであった。

口を少なくするとともに、公衆に対しても被ばく線量の限度を設定することにより、個々人の被ばく量の総合計である総被ばく線量（人・レム）を抑える必要があると考えた。

三国協議の間では、上記のような I C R P の考えに従い、公衆に対しても許容線量を設定すべきであるという結論に達し、公衆に対する許容線量のレベルは、労働者の許容線量の 10% とすることで合意がはかられた。

しかし、アメリカ原子力委員会（A E C）が、直ちに N C R P 議長のテイラーを呼び、公衆への被ばく限度の設定は承服できないと強く反対したところ、テイラーは、N C R P はその合意に同意していないという表明を出して三国協議の決定を事実上覆してしまった。

そのため、公衆に対する許容線量の設定は、1950年勧告でも明記されなかった。

以上のようなアメリカの態度は、次のような経過が影響している。

1949年、ソ連（当時）が原爆実験に成功して核保有を公言し、アメリカの核独占が崩壊した。アメリカは、これに対抗していっそうの核軍拡へと突き進む路線を選択した。1950年1月には水爆開発に着手することを公にした。遠く離れたビキニよりも国内のネバダで核実験を進める準備も開始し、1951年1月7日、その最初の実験を行った。これら一連の計画に合わせてアメリカは、核戦争政策を国民に認めさせるために、核戦争になっても微量な放射線被ばくであればなんらの被害もなく、核戦争に勝利することができると宣伝しはじめた。A E C は、例えば「原子力計画における放射線障害の管理」などの冊子を広く配布して、核兵器や原子力開発の必要性和それによる利益を強調し、それらに伴う放射線障害は問題となるほどのものではないと宣伝した。

公衆に対して許容線量を設定することは、そのような政策の展開を困難にさせることが明らかであった。A E C は、その導入を何としても阻止しなければならなかったのである。

オ 経過④（I C R P 1952年会議）

1950年代初め、科学者をはじめ一般の人々の間に広島・長崎での原爆投下による被害が知られるようになったが、当時、他のいかなる兵器にもない核兵器固有の恐ろしさとして認識されたのは、放射線による

遺伝的影響，人類の緩慢な死であった。

アメリカ原子力委員会（AEC）やNCRPは，放射線による遺伝的な影響の問題において，いかに主導権を握り，リスク受忍論を柱とする許容線量体系を導入できるか，というテーマに取り組むことになった。特に，広島・長崎の調査のほか，動物実験に力が注がれた。

広島・長崎での遺伝的影響調査については，別の書面で詳細に論じることとし，ここでは，動物実験について述べる。

AECが遺伝的影響の研究で力を注いだ国内の研究組織は，マンハッタン計画以来，核兵器影響研究で重要な役割を担ってきたオークリッジ国立研究所であった。

同研究所における遺伝学研究の責任者ラッセルは，マウスを用いた動物実験から，自然状態での突然変異の発生率が倍になる被ばく線量（倍加線量）について，30～80レム（300～800ミリシーベルト）という値を得た。

こうしたデータをもとに，AECとNCRPは，攻勢に転じた。

1952年にスウェーデンで開催されたICRPの会議で，アメリカのマラーは，公衆の個人の被ばく線量として，ラッセルの動物実験の結果をもとに80レム（800ミリシーベルト）の25%，すなわち20レム（200ミリシーベルト）以下にすべきであると主張した。マラーもこの頃までにはNCRPに妥協的になっていた。

同会議でイギリスは，同国における自然放射線から受ける一人あたりの被ばく線量の測定値と同じ30年間で3レム（30ミリシーベルト）以下にすべきであると提案した。

会議の主催国代表で，ICRPの議長でもあったシーベルトは，スウェーデンでは自然放射線による30年間の被ばく量が，木造家屋で5レム（50ミリシーベルト），レンガ・コンクリート家屋で15～30レム（150～300ミリシーベルト）程度であることを理由に，イギリス提案を批判し，公衆の被ばく限度は5～8レム（50～80ミリシーベルト）にすべきと主張した。

結局，同会議では，アメリカ案とイギリス案の折衷，公衆の線量限度は30年間に10レム（100ミリシーベルト）とすることで非公式の合意が成立した。足して2で割ったのである。

もつとも、会議の結論として公式に発表されたものでは、公衆の生涯における線量限度について声明する必要はない、と合意された案は消し去られていた。

カ ICRP（1954年勧告）

以上のようなアメリカとその他の国々との対立が1954年にまとめられたICRPの勧告にも引き継がれている。

すなわち、第一に、NCRPの許容線量体系の根底におかれたリスク受忍論に対するICRPの抵抗があり、全面的には受け入れられなかった。ICRPは、許容線量とは「自然のレベルよりも上のあらゆる放射線被ばくは絶対的に安全とみなすことができないが、無視しうるリスクをとまなう」線量と説明した。アメリカは、「無視しうるリスク」という文言を勧告に盛り込ませることにより、ICRPへの受忍論導入の足がかりを築いたと言える。

第二に、遺伝的影響の評価をめぐる問題がある。アメリカは、影響の及ぶ範囲を職業上被ばくする当人とその第一世代のみに限定した上で、遺伝的異常の発生が自然発生率と比べて大きすぎなければ、そのリスクも受忍されるべきであると主張した。これに対して、この時点では、ICRP勧告はリスクの受忍は認めず、将来の世代を含む人類全体への影響を考慮すべきである、としてアメリカに反対した。しかし、ICRPも現在の条件下では、この点は職業被ばくの許容線量を設定する際の制限要因にはならないとアメリカに譲歩した。

第三に、先に述べた公衆の許容線量の問題である。アメリカは、被ばく労働者の生涯線量を300レム（3シーベルト）以下にすれば大丈夫であると考え、そのために成年に達するまでの総被ばく線量を制限する必要があるという理由から、未成年者に限ってその許容線量を職業人の10分の1にすると主張した。これに対して、ICRPは、公衆が大人で長時間にわたって被ばくする場合の危険性を考え、その許容線量を、職業人の10分の1にすべきであると勧告した。

アメリカは、以上のようにその核戦争政策の展開に対応させて、リスク受忍論を柱とする許容線量体系を、国際的な放射線被ばく防護基準に導入することを繰り返し企て、ICRPは、次第にアメリカの考え方に近づいていった。核開発のために許容線量被ばくが無理強いされること

自体には何ら本質的疑問も見いださなかった。

(3) 核開発に加えて原子力開発が被ばく管理の大きな目的となった時期（1960年代から1970年代まで）

ア はじめに

核実験による死の灰の降下に対する国際的な不安と反対の高まりによって、ICRPは被ばく線量限度の引き下げを余儀なくされた。

しかし、原発推進策に沿うように被ばく防護の考え方を手直しするため、リスクベネフィット論を導入し、リスクの「科学的」過小評価と社会的利益（ベネフィット）の強調で、許容線量被ばくの受忍を被ばく労働者のみならず一般人にも迫った。

イ 経過①（核実験と反対運動）

アメリカは、水爆の開発において、運搬可能な形態まで縮小すること、言い換えれば、モスクワまで運べるように小型化することを追求した。その最初の実験がビキニ水爆実験である。

1954年3月1日、「ブラボーショット」と呼ばれた広島原爆の約1000倍の爆発力を持った水爆によって、マーシャル諸島の住民243人が被ばくした。ビキニ水爆実験による健康被害はこれにとどまらず、また、深刻な放射能汚染も引き起こした。

この事件を契機にして、核兵器と核実験に反対する運動が日本だけでなく世界的に広まった。特に大きな変化は、当のアメリカで批判が高まったことである。

アメリカでは、ビキニ水爆実験の前から国内で核実験を繰り返していたところ、それによる放射能汚染が1953年からネバダ州の周辺で問題になり始め、さらに、1954年4月には核実験による死の灰がはるか遠くのニューヨーク州トロイ市の水道水を汚染していることが発見された。ビキニの問題は、そのような中で起きたことだったのである。

1956年は、アメリカ大統領選挙の年であったが、死の灰問題への関心が広がっていることから民主党候補のステーブンスンは、水爆実験の禁止を公約に掲げて戦った。死の灰のフォールアウト問題が一大政治問題となった。アイゼンハワーが再選を果たしたが、フォールアウト問題は、二期目の同政権が抱えた最大の政治問題の一つとなった

ウ 経過②（反対運動への財界の対応）

核実験と死の灰による放射能汚染に反対する運動が世界中に急速に広まった結果、アメリカ支配層の中に運動の発展に危機感を抱くものが現れた。ロックフェラー財閥がその代表である。

同財閥の中核であるスタンダード石油が新エネルギー源として着目し原子力に手を伸ばした。ロックフェラーとカーネギー・メロンの両金融独占グループが支配するユニオンカーバイド&カーボン社は、ウラン鉱石と拡散法によるウラン濃縮工程を独占した。とりわけアイゼンハワーの「原子力の平和利用」宣言以後、ロックフェラーグループは、原子力の商業的利用に大々的に進出しはじめた。カーネギー・メロン傘下のウェスティングハウス社に大々的に資本参加するだけでなく、自ら支配するバブコック&ウィルコック社を通じて原子力発電の分野にも進出をはじめた。

ときの国務長官ダレスは、ロックフェラー財団の前理事長であり、原子力委員会にも太いパイプが通じていた。

ロックフェラー財団は、1955年秋、全米科学アカデミーに対して「原子放射線の生物学的影響に関する委員会（BEAR委員会）」の設立を公式に要請し、その資金に当時としては破格の50万ドルを提供した。

エ 経過③（BEAR委員会報告）

同委員会の報告書は、異例の早さでまとめられ、1956年6月に発表された。焦点は放射線の遺伝学的影響についての評価であるが、同委員会の基本的見解は次のようなものである。

- ・ 遺伝学上の見地からは、放射線の利用は可能な限り低くすべきであるが、医療、原子力発電、核実験のフォールアウト、核科学実験からの放射線被ばくを減少させることは、世界におけるアメリカの地位をひどく弱めるかもしれないので、合理的な被ばくはやむをえないと考える。
- ・ 遺伝的影響を倍加させる線量は、5～150レム（50～1500ミリシーベルト）の間にあると考えられるが、動物実験によると30～80レム（300～800ミリシーベルト）の間にありそうなので、合理的な線量として、労働者の場合は30歳までに生殖器に50レム（500ミリシーベルト）以下とするように、また公衆の場合は30

歳までに生殖器に10レム（100ミリシーベルト）以下とするように勧告する。

以上のように主張して、労働者の許容線量を、それまでの週0.3レム（3ミリシーベルト）すなわち年間15レム（150ミリシーベルト）から年間5レム（50ミリシーベルト）に引き下げるとともに、公衆に対してもその10分の1の許容線量を設定した。

すなわち、アメリカ原子力委員会（AEC）がそれまで頑強に抵抗していた公衆への許容線量が設定され、労働者の許容線量も3分の1に引き下げられたのである。

オ 経過④（BEAR報告のICRP勧告への反映）

BEAR報告が公表された後、NCRPは勧告を改訂し、職業人に対しては従来の週0.3レム（30ミリシーベルト）にもとづく3ヶ月3レム（300ミリシーベルト）の線量率を残した上で、BEAR報告が勧告した年5レム（50ミリシーベルト）にもとづく、5レム（50ミリシーベルト）×（年齢－18歳）を生涯での集積線量として採用する。

また、公衆に対しては、医療を含む人工の放射線からの被ばく量を、胎児から30歳までで100万人あたり1400万人・レム（14万人・シーベルト）とする、すなわち一人あたり年5レム（50ミリシーベルト）とする。

ICRPは、1956年にジュネーブで開いた会議で、許容線量の値を引き下げるとともに、1954年勧告を全面的に改定した勧告を1958年に出すことを決めた。

1958年勧告は、放射線の遺伝的影響を主要な影響と評価した上で、労働者の許容線量は3ヶ月3レム（30ミリシーベルト）を残しながら5レム×（年齢－18歳）と、二重基準方式にした点でも、また公衆の被ばく線量は労働者のその10分の1とした点でもNCRP1956年勧告とほとんど同じ内容であった。

もっとも、ICRPは、原子力発電時代の開始に照応する放射線被ばくの哲学を生み出している。

カ 経過⑤（1958年勧告について）

ICRPが1958年勧告で掲げた放射線防護の基本的考え方は、「リスクベネフィット論」である。原子力開発等によって新たに付け加えられ

る放射線被ばくのリスクは「原子力の実際の応用を拡大することから生じると思われる利益を考えると、容認され正当化されてよい」と、ICRPは全面的にリスク容認の考えを導入した。1956年からは日本の中泉正憲やイタリアの代表が新たにICRPの委員に加わっていた。

許容線量とは、「個人および集団全般に許容不能ではないような危険を伴う」線量と定義された。その年間の値は、労働者は5レム（50ミリシーベルト）、公衆は0.5レム（5ミリシーベルト）であったが、それらの被ばくの制限は、もはや「身体的障害を防止する」ものではなかった。

同時に放射線被ばくの一般的原則が改められた。1950年勧告では「可能な最低レベルまで（to the lowest possible level）」とされていたのが、1958年勧告では「実行可能な限り低く（as low as practicable:ALAP）」と緩められた。

リスク受忍論を導入することが明らかになったからであろうが、ロックフェラー財団がICRPに財政的援助を申し出た。

キ 経過⑥（国際的な意思統一）

1958年8月末、スイスで、ICRP議長のシーベルトの個人的な招集という形をとって、1958年の第2回原子力平和利用会議に参加する各国の代表が密かに集まる会合が開かれた。

これには、ICRP、国際放射線単位委員会、国際放射線会議、国連科学委員会、国際原子力機関、ユネスコ、WHO、ILO、FAO、国際科学連合会議（ICSU）、国際標準組織（ISO）の6政府組織、5非政府組織が参加した。

この会議では、放射線の影響に関する基礎的研究、放射線によるリスクの評価を含むデータの集積と評価、以上の二点を基礎とする放射線防護基準の確立、実用的な規範の確立、勧告の実施に向けた実務を進めることで意思統一が図られた。

原子力平和利用会議に参集した国際諸組織が、一方では原子力の推進を図るための協議を行いながら、他方では、放射線被ばく問題を議論するのであるから、放射線被ばくの危険性が副次的なものとして扱われ、軽視されることになるのは明らかである。

その方針で、ICRPの主導の下に協同して事にあたろうと誓いあったのである。これはまさに、原子力開発の推進を前提とした、放射線被ばく

問題に関する国際的協調体制の構築であった。1958年に築かれたこの協調体制は、その後も陰に陽に現れて、重要な政治的役割を果たす。放射線や原子力の問題を見る場合、決して見落としてはならない隠れた原子力推進体制である。

ク 経過⑦（NCRPの新たな勧告）

NCRPは、1959年に新しいリスク論をまとめた。

- ・核兵器・原子力開発から得られる利益を受けようとする、その開発に伴うなんらかの放射線被ばくによる生物学的リスクを受け入れることが求められる。
- ・許容線量値を、その利益とリスクとのバランスがとれるように定めることが必要である。
- ・社会的・経済的な利益と生物学的な放射線のリスクとのバランスを取ることは、目下のところ限られた知識からは正確にはできないが、しかし、欠陥は欠陥として認めるなら、現時点で最良の評価を下すことは可能である。そのような意味で低線量被ばくのリスクを評価するなら、このリスクの大きさを決める要因である公衆の許容線量を、人類が歴史を通じてさらされ続けてきた自然放射線のレベルと関係づけて考えるべきである。
- ・リスクと利益（ベネフィット）のバランスをとった公衆の許容線量は、自然放射線の年間100ミリレム（1ミリシーベルト）をあまり大きく超えないようにすべきである。

NCRPは、このような内容の報告を、広く宣伝するために雑誌「サイエンス」で公表した。

NCRPが打ち出したこの新しいリスク論は、社会的・経済的な利益の重視をはっきりと打ち出した点で、従来のリスク論から一歩も二歩も踏み出したものであった。それは、放射線被ばくの問題を生物・医学的な基準から議論する限り、許容線量批判派に勝てず、許容線量体系はやがて淘汰されることになるとみて、核軍拡・原子力開発の推進派が選択したリスク受忍論の進化の道であった。

NCRPは、核軍拡と原子力開発から直接的な利益を受けるのは政府・原子力委員会や原子力産業であるにもかかわらず、彼らに代わって、放射線被ばくの被害を押しつけられるのは労働者や一般の人間である、という

本質的な問題を決して見ようとはしなかった。

ケ 経過⑧（ICRP 1965年勧告）

ICRPは、1965年勧告でアメリカの諸報告（NCRP報告、連邦放射線審議会報告、BEAR報告）の基本線を国際的に認知した。

勧告の目新しい点は、

- ・公衆の場合に限ってはあつたが、許容線量という用語を使うことを断念し、それに代えて、「線量等量元度」という用語を用いるように勧告したこと
- ・それと同時に、「容認できる線量」の被ばくをリスクーベネフィット論にもとづいて正当化したこと

であつた。いずれもアメリカの諸報告で示された考えにしたがつたものである。

しかし、勧告は、アメリカの諸報告そのままではなかつた。

一般人の場合に許容線量の用語を使うことは適當でないといふICRPが判断したのは、核実験のフォールアウトによる被ばくから「直接的利益を何も受けない」と認めざるを得なくなつたからである。そのため、リスクーベネフィット論も変えなければならなかつた。「容認できる線量」の被ばくにもなうリスクと原子力開発等によるベネフィットとのバランスを主張するには、その被ばくのリスクを受ける者と経済的利益を受ける者が別々で、リスクを受ける者はベネフィットには無縁、といふ批判に何らかの反論を示さねばならなくなつたのである。

「経済的および社会的な考慮を計算に入れたうへ、すべての線量を容易に達成できる限り低く保つべきである（as low as readily achievable : ALARA）」といふ短い文言が、その勧告で示された最も重大な変更を集約的に物語っている。

「容認できる線量」の被ばくから受けるリスクは、個人的な利益、ベネフィットと比べることはできないが、社会的なベネフィットを考慮に入ればバランスがとれる、といふICRPは言うのである。すなわち、許容線量被ばくを容認させる決め手は、生物・医学的な判断によるのではなく、社会的・経済的要因を強調することで政治的に押し切る以外にない、といふICRPは判断したのである。

- (4) 反原発運動が発展して原発の経済的行き詰まりが現れはじめ、原発推進策を経済的・政治的に補強する被ばく防護策が必要になった時期（1970年代以降）

ア はじめに

原発・核燃料サイクルの経済的行き詰まりが、アメリカを筆頭に顕在化しはじめた。加えて、アメリカのスリーマイル島およびチェルノブイリで原発重大事故が発生し、反原発運動の世界的高まりによって、原発・核燃料サイクルの経済的・政治的困難性が一層明瞭になった。

ICRPなどは、被ばくの防護という建て前を明らかに犠牲にしてまで、原子力産業を防護するという本音を主張するまでになった。

社会的・経済的要因を重視するコストベネフィット論を導入して、経済的観点から被ばくの防護を行うこと、生命の金勘定を行うことを公然と始めた。

イ 経過①（原発の経済的問題への対応）

ICRPでも原発の経済的問題⁵を意識して、放射線防護基準の全面的な見直しが1972年ころから開始された。

その前提としてICRPは、リスク、すなわち線量－影響関係を従来のままとするかどうかを検討した。コストベネフィット論を導入するにも、この評価がぐらついては困るからであった。

ICRPは、1972年、リスク値を1レム（10ミリシーベルト）あたり10マイナス4乗、すなわち1万人が平均して1レム（10ミリシーベルト）あびると一人のガン・白血病死が起ると確認しなおした。言い換えれば、1966年のリスク評価の結論を何ら変更する必要はないと申し合わせた。

また、労働者の許容線量を年間5レム（50ミリシーベルト）のままとすることも確認した。その理由は、年間5レム（50ミリシーベルト）の限度を設定した場合、実際の平均被ばく線量は、限度値の10分の1の0.5レム（5ミリシーベルト）程度で、この被ばく量は先のリスク評価に従

⁵ 原発の安全性を求める住民側の要求に対処するために、やむなく安全装置が新たに付け加えられたり、設計が見直されたりした。また、慎重を期さざるを得なくなった行政の許認可の遅延のために、原発の建設期間はどんどん長くなっていった。それはまた、折から進行中のインフレ、高金利財政政策と相まって金利負担を増大させ、原発の建設費を急増させた。それは必然的に原発のコスト上昇に拍車を掛けた。

うと、年間死亡率が1万人に1人以下となり、「容認されるリスク」である安全な他の産業でのリスク程度に収まるからであるとされた。

ついでICRPは、1965年勧告の放射線防護の基本原則の手直しに着手した。ICRPは、1965年勧告で、放射線防護の基本原則として「経済的・社会的な考慮を計算に入れたうえ、すべての線量を容易に達成できる限り低く保つ」という規定を盛り込んだ。

ICRPは、この原則の経済的な要因を重視し、その考慮を具体的に実行しうるものへと改めるために、一つの委員会を設立した。その責任者はアメリカNCRP委員でもあるロジャーズで、イギリス放射線防護庁(NRPB)委員でもあるダンスターが彼を補佐した。ロジャーズはまた、アメリカ原子力委員会(AEC)で原子炉等の規制基準を扱う部門の責任者でもあった。AECが行っていたコストベネフィット解析の経験を買われて、彼はICRPで重要な任務をまかされたのである。イギリスのダンスターもまた、原発の運転や放射線被ばくを管理する部門の副責任者であった。

このように、科学者とはほど遠い行政的実務者を中心にして、経済的観点から放射線防護の一般原則が見直された。その委員会は、1973年4月に最終的な結論に達した。

ICRPの新しい放射線防護の一般原則は、「経済的および社会的な要因を考慮に入れながら、合理的に達成できる限り低く保つ」と成文化された。字句の上では、「容易に」が「合理的に」へと変えられただけであり、英語の頭文字をとると、両方とも同じで「ALARA」と呼ばれた。

しかし、このわずかの修正はきわめて大きな意味をもっていた。新しいALARAは、経済的損得勘定に従って放射線被ばくの防護を行うこと、と明確に規定された。放射線被ばくは経済的条件を満たす場合に限り低くすることができる、と変えられたのである。このALARAの考え方は、AECが導入したものと同一である。AECの先行した試みがICRPでも採用されたのである。

ウ 経過② (ALARA原則)

では、ALARA原則をどのように適用するのか。放射線被ばくでのコストベネフィット解析はどのようになるのか。放射線被ばく量をどのようにして経済的損得勘定にのせることができるのか。

アメリカのロジャーズとイギリスのダンスターが主導して、ALARA原則を具体的に適用するための経済的損得勘定の方法が検討された。それにはまず放射線被ばくに伴うコストの内容を規定することが必要であったが、被ばく防護に必要な施設や用具などの物的費用が含まれることはすぐにはわかるが、問題は人的費用の方であった。被ばくにより人の生命が失われることが避けられないわけであるから、生命の価格を損害費用として扱うことが必要である。値段などつけようのないものとされてきた人の生命に、値段がつけられることとなった。

人の生命の値段に関しては、元々つけられないものにつけるのであるから、それこそ考え方次第である。当時、生命の値段の通り相場は、およそ10万～100万ドルぐらいとされた。ICRPもまたその程度と考えた。

ICRPのリスク評価に従うと、一人のガン死は、1万人・レム（100人・シーベルト）の被ばく線量で起こることになるので、1万人・レム（100人・シーベルト）が10万～100万ドルに相当するということになる。すなわち、人・レム（人・10ミリシーベルト）あたり10～100ドルとなる。

ICRPは、このような試算の結果が「10ドル～250ドルの間にすべておさまっている」と、まるで一大法則を発見したかのように主張してこの換算式を、「コストベネフィット解析にじかに使うことができる」という結論を下した。

エ 経過③（コストベネフィット解析）

次に、命の金勘定を基礎にしたコストベネフィット解析の方法が決定された。それは、一般の工業製品の生産において、企業の利益を最大にするために採用されているコストベネフィット解析の方法そのものであった。少々異なるのは、放射線被ばくを伴う場合の費用の考え方であった。

例えば、放射性廃棄物の処分費用は、普通のゴミとして捨ててしまえば、企業にとっては最も少ない費用ですむが、政府はその後始末の費用を肩代わりしなければならなくなる。

このため、ICRPは、コストベネフィット解析を適用する費用には、純経済的費用だけではなく社会的費用を含めることにした。そのうえでICRPは、被ばく線量の人・レム（人・10ミリシーベルト）をある値にするための防護費用等の総費用と、その人・レム（人・10ミリシーベル

ト)に付随する人命等の損害の総費用との合計が最小になるようにすれば、利益を最大にすることができると考えた。

以上が、「経済的および社会的な要因を考慮に入れながら、合理的に達成できる限り低く」という I C R P の A L A R A 原則の具体的な意味合いである。

オ 経過④（最適化）

A L A R A 原則の具体的な適用方法は、その後「最適化」と呼ばれるようになった。原子力発電の推進側は、この最適化の意味を、被ばくをできるだけ少なくすることであると説明している。被告国もまた、これまでそのように主張してきた。

しかし、I C R P の説明自体が語るように、最適化とは原子力産業や政府の社会的・経済的利益を最大にすること以外の何物をも意味しない。最適化の方法を導入するのは、「危険をそれ以上減らすためにさらに努力をする必要があるとは考えられない」にもかかわらず、被ばくをできるだけ低くしようとして、「放射線からの損害の低減量を上回る経済的および社会的な不利益」を被らないようにしなければならない、と I C R P は正直に語っている。そうしないと、原発のコストを下げることはできないと力説しているのである。

この意味を語らないで、被ばくを少なくすることを意味するなど、でたらめな説明をするのが原発推進派の国民に向けた宣伝のやり方である。結局、I C R P が防護するのは、人々の生命と健康ではなくて、原子力産業や行政の利益なのである。

カ 経過⑤（リスク論）

経済性原理に貫かれた A L A R A 原則をまとめた I C R P は、ついでリスク論の手直しに取りかかった。I C R P の新しいリスク論は、経済性を優先する放射線被ばく基準と同根のものであった。彼らは、それをいかにも「科学的」な根拠があるかのように見せかける必要があった。

そのため、原子力産業等の放射線被ばくを伴う産業における労働は安全である、と主張した。具体的には、

- ・コストーベネフィット論にもとづいて定量的な議論を行うために不可欠な、放射線による「害」を定義すること
- ・その害は、比較的安全とされる他の職業上のリスクと同程度であると主

張すること

- ・したがって、放射線被ばくの線量限度（許容線量）を引き下げる必要がないと結論を下すこと

である。

そもそも、原子力産業での被ばく労働を安全と主張することなど、不可能に近いことである。他の産業とも共通する多くの危険性に加えて、他の何よりも深刻でしかも手に負えない放射線による有害な影響が付け加わるのである。

そこで、まず、「害」を死亡のみに限定した。放射線の害には急性的なものと同発的なものがあり、それらの種類は多岐にわたっている。特に同発的な影響はきわめて長期間におよぶ。被ばく後長い年月がたって起こるガンなどによる死そのものが把握されにくい。また遺伝的影響のように、数世代を経なければわからないものも含まれる。しかも遺伝的影響に典型的に見られるように、放射線の影響は、死のみを害の指標とすることによってほとんど把握することができない。さらに、低線量被ばくによっても、右のような影響以外に運動機能や循環器機能、造血機能の低下による各種の疾病が原爆被爆者や原発労働者の間に発生している。

また、そもそも異なった職業での安全性を比較するということは、発生する傷害の種類が異なり、その疾病の重さも評価も人によって異なるものであるから、厳密な意味では不可能である。

ICRPは、「リンゴとナシを足すことは科学者にはできないが、子どもなら誰にでもできる・・・リンゴとナシのどちらを好むかを一般的に言うことはむずかしいかもしれないが、7つのリンゴをとるか2つのナシをとるかということは容易」である、と説明している。

問題は、リンゴとナシの比較であるにもかかわらず、その個数の比較にすり替えるのである。もちろん個数とは、死亡数である。

ICRPは、前述のようなごまかしを用いて、強引に原発は安全、という結論を導き出した。放射線の障害の防止を看板に掲げるICRPが、原発の経済性を守ることを人の生命や健康を守ることよりも優先しはじめたのである。

キ 経過⑥（ICRP1977年勧告）

1977年1月、ICRPは新しい勧告を採択した。その重要な特徴と

問題点は以下のとおりである。

第一は、放射線被ばく防護の基本的な考え方の大転換である。1977年勧告は次のような言葉で始まる。「放射線防護は、個人、その子孫および人類全体の防護に関係するものであるが、同時に放射線被ばくを結果として生ずるかもしれない必要な諸活動も許されている」。

この文言は、勧告全体の特徴を象徴的に示している。ICRPが一番に述べたことは、原子力発電などの諸活動を正当化し、それを擁護することであった。放射線被ばくを可能な限り低くするというような過去の勧告にみられた表現は1977年勧告からは消し去られた。手厚く防護すべきは、労働者や住民の生命と健康よりも原子力産業やその推進策の方である、と宣言したのである。

第二は、放射線のリスク、被ばくの容認レベル、被ばくの上限值について、社会・経済的観点を重視した新しい体系を打ち出した。ICRPは、それを①正当化②最適化③線量限度と呼んで、三位一体の体系として打ち出した。

まず、放射線のリスク、すなわちガン・白血病死の発生率については、ABCCの過小評価されたデータを使ったリスク評価を維持することに固執した。それに基づいて評価された被ばく労働者と一般の人々の放射線被ばくによる被害は、当然過小評価されたものになる。そうしたうえで、それらの被害を社会的・経済的な基準から、すなわちALARA原則に基づいて容認するように求めた。ICRPは、その容認レベルの上限值を「線量当量限度」としたが、リスク評価が変えられなかった結果、この線量限度の値もまた、従来値そのままとされた。

質的に表現すれば次のように言える。放射線の人体への影響については、今は過小評価に固執することができても、科学的基準に立脚する限りは、将来被害についての科学的知見が深まるとともに、やがて被ばくの基準も次第に厳しくならざるを得ないであろう。そのときは原子力産業は死滅する。そうならないようにするには、基準を科学的なものから社会的・経済的なものへと転換し、この観点から被害の容認を迫るべきである。線量当量限度という被ばくの上限值は、その容認の強制があまりにもひどくならないようにするための歯止めなのである。

第三に、放射線被ばく管理に公然と金勘定が持ち込まれた。「コストーベ

「ネットフィット解析」という経済的手法にしたがって、人の生命の価値をも金の価値で測ることをはじめた。しかもそれを行うのは原子力産業と政府なのであるから、労働者や住民の生命の値段も安く値切られ、その安い生命を奪う方が被ばくの防護に金をかけるよりも経済的とされるのである。

第四に、放射線被ばくの金勘定、それと表裏一体の放射線の影響の過小評価は、被ばく基準のいたるところに盛り込まれた。たとえば、原発などでの放射線被ばく作業において、計画特別被ばくという名称のもとに1回あたり10レム（100ミリシーベルト）までの大量被ばくが認められることになった。また、それまでならいかなる12か月においても5レム（50ミリシーベルト）以内であったのが、年で5レム（50ミリシーベルト）以内と改められて、年度の変わり目をはさむような短期日に10レム（100ミリシーベルト）をあびてもよいことにされた。あるいは、年間の被ばく線量が1.5レム（15ミリシーベルト）未満の作業区域においては、一人一人の被ばく線量を測らなくてもよいことにされた。また、年間0.5レム（5ミリシーベルト）未満の被ばく量はゼロ線量として扱われ、測定結果も記録したり、保管したりする必要はないとされた。放射線作業者の健康診断も、回数や検査項目が大きく縮小された。このように、あげればきりがなほ多く多くの点で被ばくの基準が緩和された。

第五に、許容線量に代えて実効線量当量という新しい概念が導入された。これは新しい科学的モデルを導入して、人間への計算上の被ばく線量を設定するもので、「科学的操作」が複雑に行われるだけ実際の被ばく量との差が入り込みやすい。それだけごまかしやすいのである。言い換えれば、実効線量当量は、被ばくの基準の緩和を質的に違った形で進めるために導入されたのである。

例えば、原発の建屋内等の空気中を漂う放射能の濃度基準は、実効線量当量方式であれば従来よりも大幅に緩和される。マンガン54の場合、1000ベクレル吸入すると被ばく量は従来なら1.95ミリレム（19.5マイクロシーベルト）とされていたのが、実効線量当量ではわずか0.147ミリレム（1.47マイクロシーベルト）とされ、実に13倍も過小に評価されることになった。放射能の水中濃度基準も同じように大幅緩和された。ストロンチウム90の場合、1000ベクレル体内に取り入れたときの被ばく量は、それまでなら44.4ミリレム（44.4マイクロシ

ーベルト)とされていたのが、実効線量当量では、たった3.85ミリレム(38.5マイクロシーベルト)となり、これまた11.5倍も緩和された。

これらの基準の問題は、原発および核燃料サイクルの事故や日常運転、放射性廃棄物の処理・処分によって引き起こされる環境の汚染、食糧の汚染の問題に直結する。実効線量当量の導入により、原子力産業は空気や水や食糧を従来よりもはるかに放射能で汚染してもよい、というお墨付きを与えられた。汚染が数値で示されても大幅に緩和された結果であることすら分からないようにされた上、過去との比較もできなくなってしまったのである。

第六に、原発などの放射能の危険性は、放射能自体が危険であることについては何も触れられず、他の危険性と比較して相対的な大きさの違いに矮小化されている。その結果、放射能から引き起こされる危険を受忍させようとする。線量当量限度被ばくさせられた一般人のリスクは、鉄道やバスなどの公共輸送機関を利用したときの事故死のリスクと同程度だから、後者のリスクと同じように容認されるべきである、とICRPは主張している。

ICRPは、原発よりも危険なものがあると問題をすり替えたうえで、その危険と過小評価した原発の危険とを比べさせ、結局のところは両方の危険を容認させようとしている。現実には存在する諸々の危険は、むしろ拡大され、原子力産業は相対的に安全な産業と見せかけている。

第七に、ICRPのリスクの考えからは、リスクを「容認」する者にはどこまでもリスクが押しつけられる。この結果、とりわけ社会的に弱い立場にある人びとに放射線の被害が転嫁されることになる。原発で働く労働者の場合も、被害の告発が即解雇につながるような弱い立場にある下請けの労働者に被ばくは集中し、被害もまた深刻なものとなる。ウラン鉱石が採掘されるアメリカやカナダのインディアン、オーストラリアの原住民、南アフリカの黒人なども同様である。原子力の施設が建てられるところは、大部分が経済的、社会的に差別されてきた地域である。原子力産業は経済的な遅れにつけ込んで、金で現地の住民に被ばくのリスクを受忍せよと迫る。それらの人びとに被ばくを強制した上、被害が現れると、自分たちで過小評価しておいた放射線のリスク評価を用いて、「科学的」には、因果関

係が証明されないからその被害は原発の放射能が原因ではない、と被害者を切り捨てる。

第八に、放射線からの被害を防ぐのであれば、放射線に最も弱い人を基準にして防護策を講じなければならないにもかかわらず、ICRPは逆である。基準とするのは成人で、放射線に一番敏感な胎児や赤ん坊のことはまともに評価すらされない。同じ量の放射線でも、胎児期にあびると成人よりもガン・白血病で死亡する割合が数百倍も高くなり、幼児の場合でも数十倍高くなるという事実が知られているにもかかわらず、ICRPは胎児の場合わずか2倍ばかり高いだけであると言う。

以上のとおり、数え上げればきりが無いほど1977年勧告はひどいごまかしに満ちている。

ク 経過⑦（知見の誤りの判明）

ICRPが上記勧告を最終的に煮詰めていたころ、新たな問題が持ち上がってきた。放射線被ばくのリスク評価への疑問が新たに生じたのである。ICRPのリスク評価の根幹に据えられてきた広島・長崎の被爆者のデータの前提ともいえるべき原爆から放出された放射線量が間違っていることが判明したのである。また、アメリカのハンフォード核施設で働く労働者の調査結果等も明らかになった。

結局、上記勧告には盛り込まれることはなかったものの、こうした新たな放射線の危険性の評価の問題について、新たに検討の必要が生じた。

他方、上記勧告が公表された後、1979年3月には、スリーマイル島原発事故が、1986年4月には、チェルノブイリ原発事故が発生した。

その後、広島・長崎の原爆線量について、1965年に求められて以降、それまで推定値として利用されてきたT65Dを改訂し、新たにDS86として確定されることとなった（1987年7月公表）。

以上のようにして放射線被ばくによるリスクを再度評価しなければならない事態となった結果、新たに1990年勧告がまとめられることとなったのである。勧告の具体的内容等については、第3にて詳述する。

3 ICRPの勧告が合意されるに至る経緯に対する評価

第2において述べた経過については、次のようにまとめることができる。

- ・ICRPが組織としての成り立ちにおいて、かつては科学者の組織であ

ったが、原子力開発推進者による国際的協調組織へと変質させられたこと、その変質を招いたのが許容線量の考え方を持ったアメリカなど積極的に原子力開発を推進する国々であったこと。

- ・核兵器の放射線による遺伝的影響の問題が、社会的かつ科学的に大問題となり、安全線量の存在を認める耐容線量の考えが放棄され、新たに許容線量の考え方が導入されたこと。アメリカが核戦争政策の展開に対応させて、リスク受忍論を柱とする許容線量体系を、国際的な放射線被ばく防護基準に導入することを繰り返し企て、ICRPも次第にその考え方に近づいていったこと。
- ・国際的な不安と反対の高まりによって、ICRPは被ばく線量限度の引き下げを余儀なくされるが、リスクベネフィット論を導入し、リスクの過小評価と社会的利益の強調で、許容線量被ばくの受忍を被ばく労働者のみならず一般人にも迫ったこと。「経済的および社会的な考慮を計算に入れたうえ、すべての線量を容易に達成できる限り低く保つべきである」というALARA原則を採用し、社会的・経済的要因を強調することで政治的に反対を押し切ったこと。
- ・さらなる反原発運動の高まりに対し、ICRPが、社会的・経済的要因を重視するコストベネフィット論を導入して、経済的観点から被ばくの防護、生命の金勘定を行い始めたこと。原子力発電などの諸活動を正当化、擁護し、手厚く防護すべきは、労働者や住民の生命と健康よりも原子力産業やその推進策の方である、と宣言したこと。

以上の歴史的な経過から明らかなおり、わが国が取り入れている被ばく防護基準をまとめているICRPは、その組織の来歴、性格などからすれば原子力開発推進派を擁護するための国際機関に過ぎない。

実際、以上の歴史的な経過を見ても、いかにして原子力開発推進の力を弱めることなく、被ばくリスクから目を背けさせるかに腐心しながらまとめられてきたのがそれぞれの勧告なのである。

すなわち、今日の放射線被ばく防護の基準とは、核・原子力開発のために被ばくを強制する側が、それを強制される側に、被ばくがやむをえないもので、我慢して受忍すべきものと思わせるために、科学的装いを凝らして作った社会的基準であり、原子力開発の推進策を政治的・経済的に支える手段なのである。

第3 被告国が放射線被ばく防護の基準を原子力利用推進のために定めたこと

1 はじめに

被告国は、ICRPの上記諸勧告のうち、1990年勧告までを取り入れ、これに沿って原子炉等規制法や放射線障害防止法、労働安全衛生法、その他の法令、その下位法令、告示等により放射線被ばく防護の基準を策定した。

勧告を取り入れるにあたっては、放射線審議会における審議を経ているものの、わが国独自の知見や、考え方のもとに批判的に検討されるようなことはなく、無批判に取り入れが決められてきたに過ぎない。

そうである以上、国内法に定められた放射線被ばく防護の基準も原子力開発推進派が、自らの利欲を満たすために策定された基準と言わざるを得ない。

なお、国内法に定められた放射線被ばく防護の基準についても、必要に応じて検討を加えるというのは、先に述べたとおりである。

2 ICRP 1990年勧告について

- (1) 広島・長崎の原爆線量が改められ、放射線のリスクを過小評価していたことが明らかになった結果、原子力開発推進派は、リスクの再評価を問題にせざるを得なくなった。

また、チェルノブイリ原発事故等による放射能汚染により世界的に反原発運動を高揚させ、原子力開発推進派は、これにも対応しなければならなくなった。

しかし、その結果生まれたICRP 1990年勧告もまた、可能な限りリスクの本格的見直しと被ばく線量の実質的な大幅な引き下げを回避し、まやかしと小幅な手直しのみにとどまり、原子力開発推進派が自らへの攻撃の矛先をかわすためにつくられたものに過ぎなかった。

- (2) 内容①（線量の二重基準）

労働者の年間線量限度は5レム（50ミリシーベルト）に据え置いたままで、5年間10レム（100ミリシーベルト）の集積線量限度を併設し

た。後者の基準は、あくまで5年間の制限値で、年間の被ばく量を年平均の2レム（20ミリシーベルト）に制限するようには作用しない。

ICRPは、1990年6月にアメリカ放射線防護委員会では会合を開き、「新勧告をほぼ決定し、線量限度を年間2レム（20ミリシーベルト）に引き下げる」と記者会見を行った。

わが国における原発労働などを見ても分かるとおおり、高線量被ばくの仕事は、一時雇用の労働者や、少数民族の労働者、外国人労働者に押しつけられている。それらの弱い立場にあり不安定な雇用状態にある被ばく労働者は、年間の被ばく線量限度に近い被ばくをさせられ、大半は、1年、2年、せいぜい数年働いた後、仕事を辞めていく。放射線被ばくで健康を損なうためである。

かかる下請け労働者にとって、集積線量の基準は何の意味ももたない。被ばく線量はその制限値に達したときに解雇されるということの意味するに過ぎない。

他方、電力会社の正社員などの被ばく労働者や医師、研究者などの放射線作業従事者たちの被ばく線量は、原発下請け労働者よりもはるかに低い。この場合、年間の被ばく線量5レム（50ミリシーベルト）は実質的に意味を有しない。逆に、安定した雇用状態にある放射線作業従事者にとっては、生涯における集積線量の制限こそが意味をもつ。

(3) 内容②（緊急時作業の基準）

また、新勧告は、原発事故時などの「緊急時作業」においては、引き下げどころか、労働者への線量の大幅な引き下げを行っている。1977年勧告において、10レム（100ミリシーベルト）であった全身への被ばく限度は、新勧告では50レム（500ミリシーベルト）に引き上げられた。皮膚の線量限度はなんと500レム（5シーベルト）までとされた。もっとも、これらは、チェルノブイリ原発事故で現実にかきた事態に線量限度を合わせたものに過ぎないとも言える。

(4) 1990年勧告の評価

新勧告の目的は、次のように整理できる。

第一に放射線のリスクを従来の3分の1に引き下げ、労働者の被ばく線

量限度も年間2レム（20ミリシーベルト）へと1958年以来はじめて引き下げたとごまかし、1977年勧告で導入した、安全性よりも経済性を重視する「ALARA原則」を定着させている。

第二に、反原発運動からのICRPとそのリスク評価、放射線防護基準への強い批判をかわし、あわよくば批判意見を分断するとともに、ICRP勧告を各国に導入するうえで最も大きな政治的発言権と行政的既得権をもつ放射線関係の諸組織、あるいはこれまで「ICRPの精神」を支持してきた学会や協会、放射線関連の労働組合組織などに、依然としてICRP支持路線を採用させることにある。この目的からも1990年勧告は、現実に大量被ばくしている原発下請け労働者の被ばく線量は引き下げないで、従来からも低い被ばく線量下にある安定雇用の放射線作業従事者の被ばく量を制限して、彼らの不安のみに応えようとしている。

このようにICRPは、いっそうのごまかしにより問題を切り抜けようとしている。

広島・長崎やセラフィールド、チェルノブイリをはじめとする過去の被ばくの被害のデータが、ICRPのあからさまなごまかしとより明確に対立するものとなってきており、それらが低い線量においても放射線被ばくの危険性をいっそう示しているにもかかわらずである。

3 被告国による1990年勧告の取り入れ

被告国は、上記のような勧告を無批判に取り入れ、ICRPと同様の考え方をとって、原子力推進政策を展開するために被ばく防護基準を利用することを決断した。

被告国における検討過程については、必要に応じて別書面で論じることとする。

第4 まとめ

放射線被ばくによる健康被害は、人類の過去の被ばくの歴史が証明するとおり、どれだけ低線量の被ばくであっても深刻かつ回復不可能なものである。現在においても健康影響に不明な点があることからしても安易に放射性物質を取り扱おうとすることはできないと言わざるを得ない。

にもかかわらず、かかる放射線を発する放射性物質を利用することをや

めず、利潤追求のため、むしろ、被ばくリスクを隠し、原発から放射性物質が放出されることなどないという安全神話を打ち立て、被告国や電力会社らは、国民を欺き続けてきた。

以上で見てきた放射線被ばく防護の基準も、原子力利用を推進するための道具として利用され、まるで、基準が守られているのだから安全・安心であるとの錯覚を生じさせ、国民を欺き続けてきた。そうして、被告国は、あえて被ばくによる生命、健康被害を無視し、切り捨ててきたのである。

福島第一原発事故による被害も、これまでわが国を含め、世界的に繰り返されてきた被ばくによる被害を隠す歴史からしてみれば、同様の歴史をたどることは目に見えている。

放射線を発する放射性物質を取り扱う原発の存在は許されてはならないのである。

以上